

旧頁	旧	新	備考																														
<p>第6節 避難所を主体的に運営する P24</p>	<p>(1) 避難者への配慮 (中略) ア (略) イ 性別等によるニーズへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、性別等によるニーズに対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。 ウ (略) (2) 避難所運営で行う主な活動 ア～オ (略) カ 食料・物資の確保（食料物資班） (中略) 必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努めます。 キ～コ (略) サ ペット飼育管理の指導（衛生班） ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置して受け入れます。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。 シ (略)</p>	<p>(1) 避難者への配慮 (中略) ア (略) イ 性別等によるニーズへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペース、<u>キッズスペース</u>や<u>学習スペース</u>の確保等、性別等によるニーズに対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性や<u>子育て家庭</u>の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。 ウ (略) (2) 避難所運営で行う主な活動 ア～オ (略) カ 食料・物資の確保（食料物資班） (中略) 必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・<u>乳児用</u>ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努めます。 キ～コ (略) サ ペット飼育管理の指導（衛生班） ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置して<u>適切に受け入れるとともに受入状況を含む避難状況等を把握します。</u> <u>また、</u>ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努めます。 シ (略)</p>	<p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p> <p>記述の適正化</p> <p>ペット避難状況把握に関する記述の追加</p>																														
<p>第1部 第2章 第2節 災害対策活動体制 P37～40</p>	<p>1. 防災組織体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="326 1333 1439 1711"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>組織体制</th> <th colspan="2">職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危機管理監</td> <td><u>情報連絡体制の強化</u></td> <td colspan="2" rowspan="2">警戒配備</td> </tr> <tr> <td>警戒本部体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市長</td> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td rowspan="3">非常配備</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> </tr> <tr> <td><u>非常3号配備</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p>2. <u>情報連絡体制の強化</u> 気象注意報、警報が発表され、市内に災害発生のおそれがあるときは、危機管理監が<u>指示し</u>、関係局主管課、関係各区区民生活課及び関係課の職員<u>の連絡体制を強化</u>する。 (中略)</p>	発令者	組織体制	職員の配備区分		危機管理監	<u>情報連絡体制の強化</u>	警戒配備		警戒本部体制	市長	災害対策本部体制	非常配備	非常1号配備	非常2号配備	<u>非常3号配備</u>	<p>1. 防災組織体制 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1498 1333 2626 1711"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>組織体制</th> <th colspan="2">職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">危機管理監</td> <td><u>警戒準備体制</u></td> <td colspan="2" rowspan="2">警戒配備</td> </tr> <tr> <td>警戒本部体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市長</td> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td rowspan="3">非常配備</td> <td>非常1号配備</td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p>2. <u>警戒準備体制</u> 気象注意報、警報が発表され、市内に災害発生のおそれがあるときは、危機管理監が関係局主管課、関係各区区民生活課及び関係課の職員<u>に警戒準備体制を指示</u>する。 (中略)</p>	発令者	組織体制	職員の配備区分		危機管理監	<u>警戒準備体制</u>	警戒配備		警戒本部体制	市長	災害対策本部体制	非常配備	非常1号配備	非常2号配備	<u>(削除)</u>	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>
発令者	組織体制	職員の配備区分																															
危機管理監	<u>情報連絡体制の強化</u>	警戒配備																															
	警戒本部体制																																
市長	災害対策本部体制	非常配備	非常1号配備																														
			非常2号配備																														
			<u>非常3号配備</u>																														
発令者	組織体制	職員の配備区分																															
危機管理監	<u>警戒準備体制</u>	警戒配備																															
	警戒本部体制																																
市長	災害対策本部体制	非常配備	非常1号配備																														
			非常2号配備																														
			<u>(削除)</u>																														

旧頁	旧	新	備考																												
	<p style="text-align: center;">＜警 戒 対 象 部 局＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>警 戒 対 象 部 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①地震災害の場合</td> <td>危機管理局 総務局 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 市民局 健康福祉局 こども若者局 <u>(追加)</u> 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 <u>(追加)</u> 各区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 (資料 2-4 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)</p> <p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>① 宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>④ その他危機管理監が必要と認めるとき</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(資料 2-4 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 市内で震度 5 弱<u>以上</u>の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>②～⑥ (略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(資料 2-2 「仙台市災害対策本部運営要綱」 参照) (資料 2-3 「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」 参照)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	区 分	警 戒 対 象 部 局	①地震災害の場合	危機管理局 総務局 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 市民局 健康福祉局 こども若者局 <u>(追加)</u> 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 <u>(追加)</u> 各区	(中略)	(中略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	① 宮城県に津波注意報が発表されたとき	② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき	④ その他危機管理監が必要と認めるとき	① 市内で震度 5 弱 <u>以上</u> の地震が発生したとき	②～⑥ (略)	<p style="text-align: center;">＜警 戒 対 象 部 局＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>警 戒 対 象 部 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①地震災害の場合</td> <td>危機管理局 総務局 <u>まちづくり政策局</u> <u>財政局</u> 市民局 健康福祉局 こども若者局 <u>環境局</u> 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 <u>市立病院</u> 各区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 危機管理監は、必要に応じ対象部局を変更することができる。 (資料 2-4 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)</p> <p>3. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① <u>市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき</u></td> </tr> <tr> <td>② <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</u></td> </tr> <tr> <td>③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(資料 2-4 「仙台市災害警戒本部運営要領」 参照)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4. 災害対策本部体制 (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 市内で震度 5 <u>強以上を観測する</u>地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>②～⑥ (略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(資料 2-2 「仙台市災害対策本部運営要綱」 参照) (資料 2-3 「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」 参照)</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	区 分	警 戒 対 象 部 局	①地震災害の場合	危機管理局 総務局 <u>まちづくり政策局</u> <u>財政局</u> 市民局 健康福祉局 こども若者局 <u>環境局</u> 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 <u>市立病院</u> 各区	(中略)	(中略)	① <u>市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき</u>	② <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</u>	③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき	④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき	⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき	① 市内で震度 5 <u>強以上を観測する</u> 地震が発生したとき	②～⑥ (略)	
区 分	警 戒 対 象 部 局																														
①地震災害の場合	危機管理局 総務局 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 市民局 健康福祉局 こども若者局 <u>(追加)</u> 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 <u>(追加)</u> 各区																														
(中略)	(中略)																														
<u>(追加)</u>																															
<u>(追加)</u>																															
① 宮城県に津波注意報が発表されたとき																															
② 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき																															
③ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき																															
④ その他危機管理監が必要と認めるとき																															
① 市内で震度 5 弱 <u>以上</u> の地震が発生したとき																															
②～⑥ (略)																															
区 分	警 戒 対 象 部 局																														
①地震災害の場合	危機管理局 総務局 <u>まちづくり政策局</u> <u>財政局</u> 市民局 健康福祉局 こども若者局 <u>環境局</u> 経済局 文化観光局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 <u>市立病院</u> 各区																														
(中略)	(中略)																														
① <u>市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき</u>																															
② <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</u>																															
③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき																															
④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき																															
⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき																															
⑥ その他危機管理監が必要と認めるとき																															
① 市内で震度 5 <u>強以上を観測する</u> 地震が発生したとき																															
②～⑥ (略)																															
<p>第 1 部 第 2 章 第 3 節 職員の配 備・動員計 画 P48～50</p>	<p>1. 配備計画 (1) 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、市内で、気象注意報、警報が発表され災害が発生するおそれがある場合などに情報連絡体制の強化を行う。 (資料 2-5 「非常配備等に関する要領」 参照)</p> <p style="text-align: center;">＜警戒配備等基準＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">配 備 区 分</th> <th style="width: 40%;">配 備 基 準</th> <th style="width: 40%;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00aaff; color: white;"> </td> <td style="background-color: #00aaff; color: white;"> </td> <td style="background-color: #00aaff; color: white;"> </td> </tr> </tbody> </table>	配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制				<p>1. 配備計画 (1) 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、市内で、気象注意報、警報が発表され災害が発生するおそれがある場合などに情報連絡体制<u>警戒準備体制とする。</u> (資料 2-5 「非常配備等に関する要領」 参照)</p> <p style="text-align: center;">＜警戒配備等基準＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">配 備 区 分</th> <th style="width: 40%;">配 備 基 準</th> <th style="width: 40%;">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #00aaff; color: white;"> </td> <td style="background-color: #00aaff; color: white;"> </td> <td style="background-color: #00aaff; color: white;"> </td> </tr> </tbody> </table>	配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制				<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>																
配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																													
配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制																													

旧頁	旧		新		備考																					
	<p>情報連絡体制の強化</p> <p>発令者：危機管理監</p>	<p>(1) 市内で震度4の地震が発生したとき</p> <p>(2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき</p> <p>(3) その他危機管理監が必要と認めるとき</p>	<p>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制。</p>	<p>警戒準備体制</p> <p>発令者：危機管理監</p>	<p>(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき</p> <p>(2) その他危機管理監が必要と認めるとき</p>	<p>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて<u>所要の職員を配備してこれにあたる体制</u></p>																				
	<p>警戒配備 (災害警戒本部体制)</p> <p>発令者：災害警戒本部長</p>	<p>(追加) (追加)</p> <p>(1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき</p> <p>(2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>(3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>(4) その他危機管理監が必要と認めるとき</p>	<p>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、<u>所要の職員を配備してこれに当たる体制。</u></p>	<p>警戒配備 (災害警戒本部体制)</p> <p>発令者：災害警戒本部長</p>	<p>(1) <u>市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき</u></p> <p>(2) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</u></p> <p>(3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき</p> <p>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、<u>又は発生が予想される場合で、</u>災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</p> <p>(5) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>(6) その他危機管理監が必要と認めるとき</p>	<p>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、<u>所要の職員を配備してこれにあたる体制</u></p>																				
	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 情報連絡体制の強化</p> <p><u>情報連絡体制の強化</u>の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理局危機対策課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p>			<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 警戒準備体制</p> <p><u>警戒準備体制</u>の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理局危機対策課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p>																						
	<p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備</td> <td> <p>(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く)</p> <p>(5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるとき</p> </td> <td> <p>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、<u>上位配備に移行</u>できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる</p> </td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> <td> <p>(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) <u>大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき</u></p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき</p> </td> <td> <p><u>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる</u></p> </td> </tr> <tr> <td>非常3号配備</td> <td> <p>(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるとき</p> </td> <td> <p>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制とする</p> </td> </tr> </tbody> </table>		配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	<p>(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く)</p> <p>(5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、<u>上位配備に移行</u>できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる</p>	非常2号配備	<p>(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) <u>大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき</u></p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p><u>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる</u></p>	非常3号配備	<p>(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制とする</p>		<p>(2) 非常配備 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><非常配備基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常1号配備</td> <td> <p>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く)</p> <p>(5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるとき</p> </td> <td> <p>災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が<u>所要の職員を配備してこれにあたる体制</u></p> </td> </tr> <tr> <td>非常2号配備</td> <td> <p>(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) <u>市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき</u></p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき</p> </td> <td> <p><u>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		配備区分	配備基準	配備体制	非常1号配備	<p>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く)</p> <p>(5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が<u>所要の職員を配備してこれにあたる体制</u></p>	非常2号配備	<p>(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) <u>市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき</u></p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p><u>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制</u></p>
配備区分	配備基準	配備体制																								
非常1号配備	<p>(1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く)</p> <p>(5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、<u>上位配備に移行</u>できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる</p>																								
非常2号配備	<p>(1) 市内で震度5強の地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) <u>大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき</u></p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p><u>相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる</u></p>																								
非常3号配備	<p>(1) 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>(2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制とする</p>																								
配備区分	配備基準	配備体制																								
非常1号配備	<p>(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき</p> <p>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く)</p> <p>(5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が<u>所要の職員を配備してこれにあたる体制</u></p>																								
非常2号配備	<p>(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>(2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき</p> <p>(3) <u>市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき</u></p> <p>(4) その他市長が必要と認めるとき</p>	<p><u>全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制</u></p>																								

旧頁	旧	新	備考
	<p style="text-align: center;">災害対策本部長</p> <p>(後略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(後略)</p>	
<p>第1部 第2章 第4節 避難計画 P58</p>	<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 高齢者等避難発令時の伝達手段</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話サービス等及び市ホームページ</p> <p>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話サービス」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>2. 避難情報の発令等〔災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難情報の伝達 (中略)</p> <p>ア 高齢者等避難発令時の伝達手段</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS (X (旧 Twitter)、LINE)、せんだい避難情報電話・FAX サービス等及び市ホームページ</p> <p>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」「SNS (X (旧 Twitter)、LINE)」「せんだい避難情報電話・FAX サービス」等により高齢者等避難発令の情報配信を行うとともに、市ホームページ及び「避難情報ウェブサイト」により情報提供を行う。</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスへの FAX 送信機能の追加</p>
<p>第1部 第2章 第5節 地盤災害対策 P66</p>	<p>4. 応急活動計画 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><応急対策フロー></p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(1) 地 盤 災 害 の 情 報</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> (2) 組 織 ・ 動 員 ア 情報連絡体制の強化 イ 災害警戒本部体制の措置 ウ 災害対策本部体制の措置 </div> </div> <p>(後略)</p>	<p>4. 応急活動計画 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><応急対策フロー></p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(1) 地 盤 災 害 の 情 報</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> (2) 組 織 ・ 動 員 ア 警戒準備体制 イ 災害警戒本部体制の措置 ウ 災害対策本部体制の措置 </div> </div> <p>(後略)</p>	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>

旧頁	旧	新	備考												
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P74	<p>2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報 (中略)</p> <p>〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉</p> <p>(後略)</p>	<p>2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報 (中略)</p> <p>〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉</p> <p>(後略)</p>	社名変更 伝達系統に海上 保安庁本庁追加												
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P75	<p>3. 指定河川洪水予報 (中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="329 1602 1412 1696"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 名取川と広瀬川については、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測された場合には、<u>臨時の指定河川洪水予報が発表される。</u>なお、この情報は、<u>宮城県気象情報としても発表される。</u></p>	種類	標題	概要	(中略)	(中略)	(中略)	<p>3. 指定河川洪水予報 (中略)</p> <p>(1) 指定河川洪水予報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1510 1602 2594 1696"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 名取川と広瀬川については、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測された場合には、<u>河川氾濫に関する情報(臨時の洪水予報)が発表される。</u></p>	種類	標題	概要	(中略)	(中略)	(中略)	記述の適正化
種類	標題	概要													
(中略)	(中略)	(中略)													
種類	標題	概要													
(中略)	(中略)	(中略)													

旧頁	旧	新	備考
第1部 第2章 第7節 災害情報の 収集伝達計 画 P84	12. 被害状況等の報告 (1)～(2) (略) (3) 宮城県に対する報告 宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、災対本部が宮城県 総合防災情報システム (MIDORI) により速やかに報告する。 (資料 4-16「県及び国に対する報告要領」参照) (資料 4-17「宮城県別紙様式」参照) (4) (略)	12. 被害状況等の報告 (1)～(2) (略) (3) 宮城県に対する報告 宮城県に対する被害状況等の報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、災対本部が宮城県 総合防災情報システム (MIDORI) により速やかに報告する。 <u>※開設した指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に報告する。</u> (資料 4-16「県及び国に対する報告要領」参照) (資料 4-17「宮城県別紙様式」参照) (4) (略)	防災基本計画及 び宮城県地域防 災計画との整合
第1部 第2章 第10節 医療救護・ 保健・防疫 計画 P101	10. 保健活動 [健康福祉部、こども若者部、区本部] (1) 健康支援活動 避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響 を及ぼす。このため、被災者への健康調査等により健康状態の把握に努めるとともに地域の関 係機関と連携し公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要な保健活動を行 う。 (後略)	10. 保健活動 [健康福祉部、こども若者部、区本部] (1) 健康支援活動 避難所や被災した家屋での長期にわたる生活は、被災者の心身の健康に対して様々な影響 を及ぼす。このため、被災者への健康調査等により健康状態や多様なニーズの把握に努めると ともに地域の関係機関と連携し公衆衛生看護活動・栄養改善活動・歯科保健活動・その他必要 な保健活動を行う。 (後略)	防災基本計画及 び宮城県地域防 災計画との整合
第1部 第2章 第12節 避難所運営 計画 P112	2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ [各部、区本部] (中略) (1)～(8) (略) (9) 大量避難者への対応 (被害が甚大である場合) (中略) ア (略) イ 他区 <small>の</small> 避難所への受け入れ 移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による移送手 段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。	2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ [各部、区本部] (中略) (1)～(8) (略) (9) 大量避難者への対応 (被害が甚大である場合) (中略) ア (略) イ 他の避難所への受け入れ <u>各避難所において避難者数の偏りが発生し、一定期間の避難生活が必要となる場合は、避 難者数の多い避難所から少ない避難所へ移動させるなど、避難者の平準化等によりその解消 を図る。</u> <u>なお</u> 、移送距離が長距離の場合には、交通部及び民間輸送機関の協力を得て車両等による 移送手段を確保し、適宜車両等による輸送を行う。	避難者の平準化 等に関する記述 の追加
第1部 第2章 第12節 避難所運営 計画 P114～116	3. 避難所運営 [関係各部、区本部] (中略) (1)～(4) (略) (5) 避難所運営委員会の活動 ア 避難者への配慮 (中略) ① (略) ② 性別等によるニーズの違いへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、性別	3. 避難所運営 [関係各部、区本部] (中略) (1)～(4) (略) (5) 避難所運営委員会の活動 ア 避難者への配慮 (中略) ① (略) ② 性別等によるニーズの違いへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペース、 <u>キッズスペー</u>	防災基本計画及 び宮城県地域防 災計画との整合

旧頁	旧	新	備考
	<p>等によるニーズの違いに対する配慮を行う。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮することや、要配慮者等への配慮などの意見を取り入れた避難所運営を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動 (中略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 食料・物資の確保(食料物資班) (中略) 必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーに配慮する。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 水の確保(衛生班) (中略) a～d (略) e. 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、災害時給水栓が設置されている避難所については避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓による給水所を開設する。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>⑪ ペット飼育管理の指導(衛生班) ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置し受け入れる。 ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。</p> <p>⑫ (略)</p>	<p><u>スや学習スペース</u>の確保等、性別等によるニーズの違いに対する配慮を行う。また、避難所運営委員会への女性<u>や子育て家庭</u>の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮することや、要配慮者等への配慮などの意見を取り入れた避難所運営を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 避難所運営で行う主な活動 (中略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 食料・物資の確保(食料物資班) (中略) 必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・<u>乳児用</u>ミルク・生理用品・薬品等、要配慮者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーに配慮する。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 水の確保(衛生班) (中略) a～d (略) e. 主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用 市内で震度6弱以上<u>を観測する</u>地震が発生した場合、災害時給水栓が設置されている避難所については避難所の蛇口から水が確保できる場合でも、災害時給水栓による給水所を開設する。 <u>※ 学校プールを使用しなくなる場合には、避難所運営等に支障がないよう、水源の確保について検討する。</u></p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>⑪ ペット飼育管理の指導(衛生班) ペット連れの避難者については、ペットの飼育場所を設置して<u>適切に受け入れるとともに受入状況を含む避難状況等を把握する。</u> <u>また、</u>ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるよう指導し、避難者間のトラブル防止に努める。</p> <p>⑫ (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の修正化</p> <p>「仙台市学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針」による記述の適正化</p> <p>ペット避難状況把握に関する記述の追記</p>
<p>第1部 第2章 第13節 要配慮者への計画 P119</p>	<p>3. 社会福祉施設等への応急対策【災対本部事務局、健康福祉部、こども若者部、区本部】 (1)～(2) (略) (3) 要配慮者利用施設への情報伝達 災対本部事務局は、洪水予報等及び避難情報を対象地区の要配慮者利用施設及び関係部に伝達する。 要配慮者利用施設は、避難確保計画に基づき、洪水予報等の伝達を受けた場合は、入所者・通所者の避難に向けた準備を開始し、また、避難情報の伝達を受けた場合は、入所者・通所者を避難所に避難させるものとする。関係部は、施設の避難状況等を確認するものとする。 (資料6-3「要配慮者利用施設等(水防法第15条第1項第4号の施設)一覧」参照)</p>	<p>3. 社会福祉施設等への応急対策【災対本部事務局、健康福祉部、こども若者部、区本部】 (1)～(2) (略) (3) 要配慮者利用施設への情報伝達 災対本部事務局は、洪水予報等及び避難情報を対象地区の要配慮者利用施設及び関係部に伝達する。 要配慮者利用施設は、避難確保計画に基づき、洪水予報等の伝達を受けた場合は、入所者・通所者の避難に向けた準備を開始し、また、避難情報の伝達を受けた場合は、入所者・通所者を避難所等に避難させるものとする。関係部は、施設の避難状況等を確認するものとする。 (資料6-3「要配慮者利用施設等(水防法第15条第1項第4号の施設)一覧」参照)</p>	<p>記述の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考																																											
	(資料 6-4 「要配慮者利用施設（土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設）一覧」参照)	(資料 6-4 「要配慮者利用施設（土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設）一覧」参照)																																												
第 1 部 第 2 章 第 14 節 物資供給計画 P123	<p>2. 食料の供給 【災対本部事務局、総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部】</p> <p>避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行う。</p> <p>なお、食料の確保に当たっては、要配慮者、アレルギー疾患等に配慮する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食料の確保 ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2. 食料の供給 【災対本部事務局、総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部】</p> <p>避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。</p> <p>なお、食料の確保に当たっては、要配慮者、アレルギー疾患等に配慮する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食料の確保 ア～エ (略)</p> <p><u>オ 災害対応車両登録制度の活用</u></p> <p><u>災害対応車両登録制度を必要に応じて活用し、キッチンカー等の提供を受ける。</u></p>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																																											
第 1 部 第 2 章 第 15 節 緊急輸送計画 P129	<p>3. 道路交通の確保 【市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>(後略)</p>	<p>3. 道路交通の確保 【市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 道路啓開等の実施</p> <p>建設部及び区本部は、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、<u>民間団体との協定等に基づき</u>速やかに応急復旧や道路啓開を行う。</p> <p>(後略)</p>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																																											
第 1 部 第 2 章 第 22 節 応援協力要請（受援）計画 P163	<p>1. 応援要請発動の基準・根拠</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員派遣の法的根拠</p> <p>(中略)</p> <p>〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策 等</th> <th>依 頼 先 (内 容 等)</th> <th>根 拠 法 令 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地方自治体等への応援要請</td> <td>◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）</td> <td>災害基 29-2</td> </tr> <tr> <td>◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-1. 68</td> </tr> <tr> <td>◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-2. 68 自治 252 の 17</td> </tr> <tr> <td>◇他の市町村長（応援の要求）</td> <td>災害基 67</td> </tr> <tr> <td>◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）</td> <td>災害基 68</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊への</td> <td>◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）</td> <td>自治体相互応援協定</td> </tr> <tr> <td>◇知事（自衛隊の派遣要請）</td> <td>災害基 68 の 2-1</td> </tr> </tbody> </table>	対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等	地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	自衛隊への	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1	<p>1. 応援要請発動の基準・根拠</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員派遣の法的根拠</p> <p>(中略)</p> <p>〈派遣依頼先・内容等及び法的根拠〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 策 等</th> <th>依 頼 先 (内 容 等)</th> <th>根 拠 法 令 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">地方自治体等への応援要請</td> <td>◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）</td> <td>災害基 29-2</td> </tr> <tr> <td>◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-1. 68</td> </tr> <tr> <td>◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）</td> <td>災害基 30-2. 68 自治 252 の 17</td> </tr> <tr> <td>◇他の市町村長（応援の要求）</td> <td>災害基 67</td> </tr> <tr> <td>◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）</td> <td>災害基 68</td> </tr> <tr> <td><u>◇知事（指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請）</u></td> <td><u>災害基 68 の 2-1. 70</u></td> </tr> <tr> <td><u>◇指定行政機関又は指定地方行政機関（知事に応急措置の実施の要請ができない場合の通知）</u></td> <td><u>災害基 68 の 2-2. 70</u></td> </tr> <tr> <td>◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）</td> <td>自治体相互応援協定</td> </tr> </tbody> </table>	対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等	地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68	<u>◇知事（指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請）</u>	<u>災害基 68 の 2-1. 70</u>	<u>◇指定行政機関又は指定地方行政機関（知事に応急措置の実施の要請ができない場合の通知）</u>	<u>災害基 68 の 2-2. 70</u>	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定	災害対策基本法の改正
対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等																																												
地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2																																												
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68																																												
	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17																																												
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67																																												
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68																																												
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																												
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																												
自衛隊への	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定																																												
	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 2-1																																												
対 策 等	依 頼 先 (内 容 等)	根 拠 法 令 等																																												
地方自治体等への応援要請	◇指定地方行政機関等の長（職員の派遣要請）	災害基 29-2																																												
	◇知事（指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-1. 68																																												
	◇知事（他の自治体職員の派遣あっせん要請）	災害基 30-2. 68 自治 252 の 17																																												
	◇他の市町村長（応援の要求）	災害基 67																																												
	◇知事（応援の要求及び応急措置の実施要請）	災害基 68																																												
	<u>◇知事（指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請）</u>	<u>災害基 68 の 2-1. 70</u>																																												
	<u>◇指定行政機関又は指定地方行政機関（知事に応急措置の実施の要請ができない場合の通知）</u>	<u>災害基 68 の 2-2. 70</u>																																												
	◇応援協定自治体の長（物資・資器材・車両提供、職員派遣等）	自治体相互応援協定																																												

旧頁	旧	新	備考																												
	<table border="1" data-bbox="320 216 1421 363"> <tr> <td data-bbox="320 216 537 300">派遣要請等</td> <td data-bbox="537 216 1199 300">◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）</td> <td data-bbox="1199 216 1421 300">災害基 68 の 2-2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 300 537 363">(中略)</td> <td data-bbox="537 300 1199 363">(中略)</td> <td data-bbox="1199 300 1421 363">(中略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="557 373 1451 401">(凡例) 災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法</p>	派遣要請等	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2	(中略)	(中略)	(中略)	<table border="1" data-bbox="1498 216 2599 426"> <tr> <td data-bbox="1498 216 1715 363" rowspan="2">自衛隊への派遣要請等</td> <td data-bbox="1715 216 2377 279">◇知事（自衛隊の派遣要請）</td> <td data-bbox="2377 216 2599 279">災害基 68 の 3-1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 279 2377 363">◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）</td> <td data-bbox="2377 279 2599 363">災害基 68 の 3-2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 363 1715 426">(中略)</td> <td data-bbox="1715 363 2377 426">(中略)</td> <td data-bbox="2377 363 2599 426">(中略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1727 436 2620 464">(凡例) 災害基：災害対策基本法 / 自治：地方自治法 / 消組：消防組織法</p>	自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 3-1	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 3-2	(中略)	(中略)	(中略)															
派遣要請等	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 2-2																													
(中略)	(中略)	(中略)																													
自衛隊への派遣要請等	◇知事（自衛隊の派遣要請）	災害基 68 の 3-1																													
	◇自衛隊（知事に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害基 68 の 3-2																													
(中略)	(中略)	(中略)																													
<p data-bbox="151 485 273 783">第1部 第2章 第26節 応急給水・水道復旧計画 P185</p>	<p data-bbox="290 485 890 516">8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p data-bbox="305 531 388 558">(中略)</p> <p data-bbox="305 573 691 604">(1) <u>学校プール貯留水</u>等の活用</p> <p data-bbox="388 619 1353 651">指定避難所においては、<u>学校プールの貯留水</u>等を活用し、生活水の確保を図る。</p> <p data-bbox="305 665 537 697">(2) 井戸水の活用</p> <p data-bbox="365 711 1451 831">災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p data-bbox="721 846 1020 877">＜災害応急用井戸登録数＞</p> <p data-bbox="1115 892 1397 919">令和6年9月30日現在</p> <table border="1" data-bbox="359 926 1427 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>122</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="825 1020 1433 1047">(資料9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	122	41	48	36	28	276	<p data-bbox="1469 485 2068 516">8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕</p> <p data-bbox="1484 531 1567 558">(中略)</p> <p data-bbox="1484 573 1804 604">(1) <u>貯水槽水道</u>等の活用</p> <p data-bbox="1567 619 2620 651">指定避難所においては、<u>学校やその周辺の貯水槽水道</u>等を活用し、生活水の確保を図る。</p> <p data-bbox="1484 665 1715 697">(2) 井戸水の活用</p> <p data-bbox="1543 711 2629 831">災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。</p> <p data-bbox="1899 846 2199 877">＜災害応急用井戸登録数＞</p> <p data-bbox="2291 892 2573 919">令和7年9月30日現在</p> <table border="1" data-bbox="1537 926 2605 1014"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>120</td> <td>39</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>27</td> <td>271</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1997 1020 2605 1047">(資料9-19「災害応急用井戸登録事業所の一覧」参照)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	120	39	47	38	27	271	<p data-bbox="2650 485 2822 737">「仙台市学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針」による記述の適正化</p> <p data-bbox="2650 846 2748 873">時点更新</p>
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	122	41	48	36	28	276																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	120	39	47	38	27	271																									
<p data-bbox="151 1066 273 1367">第1部 第2章 第28節 電気通信施設災害応急計画 P188</p>	<p data-bbox="290 1066 1205 1098">第28節 電気通信施設災害応急計画〔東日本電信電話株式会社宮城事業部〕</p> <p data-bbox="305 1113 388 1144">(後略)</p>	<p data-bbox="1469 1066 2323 1098">第28節 電気通信施設災害応急計画〔NTT東日本株式会社宮城事業部〕</p> <p data-bbox="1484 1113 1567 1144">(後略)</p>	<p data-bbox="2650 1066 2748 1094">社名変更</p>																												
<p data-bbox="151 1383 273 1640">第1部 第32節 JR鉄道施設災害応急計画 P195~196</p>	<p data-bbox="290 1383 507 1415">4. 通信網の確保</p> <p data-bbox="305 1430 477 1461">(1) 鉄道電話</p> <p data-bbox="379 1476 937 1507">障害が発生した鉄道電話の修復に全力を挙げる。</p> <p data-bbox="305 1522 522 1554">(2) 無線等の活用</p> <p data-bbox="379 1568 1451 1640">一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」「乗務員無線」「作業用無線」等の活用を図る。</p> <p data-bbox="290 1654 584 1686">8. 気象異常時の取扱い</p> <p data-bbox="305 1701 433 1732">(1) (略)</p> <p data-bbox="305 1747 471 1778">(2) 輸送司令</p> <p data-bbox="365 1793 1451 1908">輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、東北本部運転規制等取扱いによる。)</p>	<p data-bbox="1469 1383 1685 1415">4. 通信網の確保</p> <p data-bbox="1516 1430 2629 1507"><u>通信網に障害が発生した際は、復旧に全力をあげるとともに、一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」等の活用を図る。</u></p> <p data-bbox="1484 1522 1567 1554">(中略)</p> <p data-bbox="1469 1568 1762 1600">8. 気象異常時の取扱い</p> <p data-bbox="1484 1614 1611 1646">(1) (略)</p> <p data-bbox="1484 1661 1650 1692">(2) 輸送司令</p> <p data-bbox="1543 1707 2629 1822">輸送指令は、<u>雨量</u>、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、<u>通達により定める。</u>)</p>	<p data-bbox="2650 1383 2792 1415">記述の適正化</p>																												

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章 第1節 道路災害対策 P228～229</p>	<p>2. 応急活動計画 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><応急対策フロー図></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(1) 道路災害の情報</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 組織・動員 ア 情報連絡体制の強化 イ 災害警戒本部体制の措置 ウ 災害対策本部体制の措置</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> </div> <p><主な応急活動></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織・動員 ア 情報連絡体制の強化 (中略) イ (略) ウ 災害対策本部体制の措置</p> <p>① 非常配備(1号～3号)を指示された局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに非常配備対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。 ②～⑨ (略)</p>	<p>2. 応急活動計画 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><応急対策フロー図></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(1) 道路災害の情報</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 組織・動員 ア 警戒準備体制 イ 災害警戒本部体制の措置 ウ 災害対策本部体制の措置</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> </div> <p><主な応急活動></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織・動員 ア 警戒準備体制 (中略) イ (略) ウ 災害対策本部体制の措置</p> <p>① 非常配備(1号～<u>2</u>号)を指示された局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに非常配備対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。 ②～⑨ (略)</p>	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>
<p>第2部 第2章 第2節 海上災害対策 P236</p>	<p>3. 仙台市の海上災害応急対策 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急活動計画 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><主な応急対策フロー></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>ア 油排出事故発生</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>イ 組織・動員 ① 情報連絡体制の強化 ② 災害警戒本部体制の措置 ③ 災害対策本部体制の措置</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> </div> <p>[主な応急活動]</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 組織・動員 ① 情報連絡体制の強化 (中略) ② (略)</p>	<p>3. 仙台市の海上災害応急対策 (中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急活動計画 (中略)</p> <p style="text-align: center;"><主な応急対策フロー></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>ア 油排出事故発生</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>イ 組織・動員 ① 警戒準備体制 ② 災害警戒本部体制の措置 ③ 災害対策本部体制の措置</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> </div> <p>[主な応急活動]</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 組織・動員 ① 警戒準備体制 (中略) ② (略)</p>	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>

旧頁	旧	新	備考																																																																								
	<p>③ 災害警戒本部体制の措置</p> <p>a. 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画（配備計画）に従い、速やかに警戒配備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等警戒活動を行う。</p> <p>b～h (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p>	<p>③ 災害警戒本部体制の措置</p> <p>a. 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画（配備計画）に従い、速やかに警戒配備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等警戒活動を行う。</p> <p>b～h (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p>																																																																									
<p>第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策 P248</p>	<p>1. 施設の現況 (中略)</p> <p style="text-align: center;">〈在籍車両一覧〉</p> <p style="text-align: right;">平成29年11月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">東西線</th> <th colspan="3">南北線</th> </tr> <tr> <th>車種</th> <th>形式</th> <th>車両数</th> <th>車種</th> <th>形式</th> <th>車両数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> <td>制御車</td> <td>1000N系</td> <td>42両</td> </tr> <tr> <td>電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> <td>電動車</td> <td>1000N系</td> <td>42両</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>60両</td> <td colspan="2">合計</td> <td>84両</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	東西線			南北線			車種	形式	車両数	車種	形式	車両数	制御電動車	2000系	30両	制御車	1000N系	42 両	電動車	2000系	30両	電動車	1000N系	42 両	合計		60両	合計		84両	<p>1. 施設の現況 (中略)</p> <p style="text-align: center;">〈在籍車両一覧〉</p> <p style="text-align: right;">令和7年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">東西線</th> <th colspan="3">南北線</th> </tr> <tr> <th>車種</th> <th>形式</th> <th>車両数</th> <th>車種</th> <th>形式</th> <th>車両数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> <td>制御車</td> <td>1000N系</td> <td>40両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3000系</td> <td>2両</td> </tr> <tr> <td>電動車</td> <td>2000系</td> <td>30両</td> <td>電動車</td> <td>1000N系</td> <td>40両</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3000系</td> <td>2両</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>60両</td> <td colspan="2">合計</td> <td>84両</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後略)</p>	東西線			南北線			車種	形式	車両数	車種	形式	車両数	制御電動車	2000系	30両	制御車	1000N系	40 両					3000系	2両	電動車	2000系	30両	電動車	1000N系	40 両					3000系	2両	合計		60両	合計		84両	<p>3000系の追加</p>
東西線			南北線																																																																								
車種	形式	車両数	車種	形式	車両数																																																																						
制御電動車	2000系	30両	制御車	1000N系	42 両																																																																						
電動車	2000系	30両	電動車	1000N系	42 両																																																																						
合計		60両	合計		84両																																																																						
東西線			南北線																																																																								
車種	形式	車両数	車種	形式	車両数																																																																						
制御電動車	2000系	30両	制御車	1000N系	40 両																																																																						
				3000系	2両																																																																						
電動車	2000系	30両	電動車	1000N系	40 両																																																																						
				3000系	2両																																																																						
合計		60両	合計		84両																																																																						
<p>第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策 P252</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通報連絡</p>	<p>3. 災害の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通報連絡</p>	<p>組織変更</p>																																																																								

旧頁	旧	新	備考
	<p style="text-align: center;">＜災害時の緊急連絡体制＞</p> <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p>	<p style="text-align: center;">＜災害時の緊急連絡体制＞</p> <p>※ 連絡手段については、列車無線、指令電話、業務電話、構内 PHS、NTT 回線等を使用</p>	
<p>第2部 第2章 第4節 鉄道災害対策 P254</p>	<p>3. 災害の応急対策 (中略) (1)～(3) (略) (4) 通信網の確保 ア 障害が発生した鉄道電話の修復に全力をあげる。 イ 一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」「乗務員無線」「作業用無線」等の活用を図る。 (5)～(7) (略) (8) 気象異常時の取扱い ア (略) イ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、東北本部運転規制等取扱いによる。) (9) (略)</p>	<p>3. 災害の応急対策 (中略) (1)～(3) (略) (4) 通信網の確保 <u>通信網に障害が発生した際は、復旧に全力をあげるとともに、一般公衆電話も可能な限り活用するほか、「列車無線」等の活用を図る。</u> (5)～(7) (略) (8) 気象異常時の取扱い ア (略) イ 輸送指令は、<u>雨量</u>、風速及びカイン値が運転規制基準に達した場合、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、通達により定める。) (9) (略)</p>	<p>記述の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第6節 大規模火災対策 P261～262	第1 大規模火災の予防対策〔都市整備局、建設局、消防局〕 1～2 (略) 3. 火災予防思想の普及〔消防局〕 春・秋の火災予防運動等さまざまな機会を通じて、市民や地域・事業所などの防火意識の高揚に努める。 <u>(追加)</u> 第2 大規模火災の応急対策〔関係局区〕 1 (略) 2. 異常気象時等の火災防御 (1) 基本方針 ア 強風時、乾燥時、広域断水時等の異常な状況となった場合に、火災が発生すれば大火災となる危険があるため、火災警報を発令し、住民に周知させる等の方法により、注意を喚起するものとする。 イ 異常時においては消防部隊を増強して警戒に当たり、火災の早期発見に努めるとともに、火災が発生した場合は、早期消火と延焼拡大の防止に努めるものとする。 ウ 火災の規模が拡大するおそれのあるときは、直ちに応援部隊を要請し、集中的な防御を行うものとするが、部隊や利水の不足により大火災を防御するために他の手段がなくなった場合、道幅の広い道路、河川等を防御線として設定し、部隊を集結させ防御に当たる他、状況によっては、破壊消防等により延焼を阻止するものとする。 3. (略)	第1 大規模火災の予防対策〔都市整備局、建設局、消防局〕 1～2 (略) 3. 防火意識の高揚と注意喚起〔消防局〕 春・秋の火災予防運動等さまざまな機会を通じて、市民や地域・事業所などの防火意識の高揚に努める。 <u>また、強風時、乾燥時、広域断水時等に火災が発生すれば大規模化する危険があるため、火災に関する警報を発令し、住民に周知する等の方法により注意を喚起する。</u> 第2 大規模火災の応急対策〔関係局区〕 1 (略) 2. 異常気象時等の火災防御 (1) 基本方針 <u>(削除)</u> ア 異常時においては消防部隊を増強して警戒に当たり、火災の早期発見に努めるとともに、火災が発生した場合は、早期消火と延焼拡大の防止に努めるものとする。 イ 火災の規模が拡大するおそれのあるときは、直ちに応援部隊を要請し、集中的な防御を行うものとするが、部隊や利水の不足により大火災を防御するために他の手段がなくなった場合、道幅の広い道路、河川等を防御線として設定し、部隊を集結させ防御に当たる他、状況によっては、破壊消防等により延焼を阻止するものとする。 3. (略)	記述の適正化
第2部 第2章 第7節 林野火災対策 P264～265	第1 林野火災の予防対策〔消防局〕 1. 現況 (中略) 林野火災における主な出火原因は、近年のアウトドアブームに併せて、市民の森林に対する関心が高まる中、入山者が増え人為的なものが増えてきている。 その発生時期は、市民の戸外での活動が増える3月から5月にかけての春期に集中している。 2. 火災の予防対策 林野火災は、ハイカーや行楽客等によるたばこ、たき火等の不始末など、そのほとんどが失火により発生している。 (中略) (1) 山火事防止の広報 林野火災の多く発生する時期にあわせ、春季火災予防運動の重点目標に「山火事対策の推進」を掲げ、全市的な広報活動を展開し、林野火災の防止に努める。 (2)～(3) (略) (4) チラシ、パンフレット等による啓発普及 チラシ、パンフレット等を作成、配布するとともに、市及び各区の広報紙や町内会等の協力を得て、住民に対して注意を喚起する。 (5)～(7) (略) <u>(追加)</u>	第1 林野火災の予防対策〔経済局、消防局〕 1. 現況 (中略) <u>近年、全国各地で大規模な林野火災が発生し、こうした貴重な森林資源のみならず、住民の生命、財産が奪われる甚大な被害が発生している。</u> 2. 火災の予防対策 <u>林野火災の発生原因の大半はたばこやたき火の不始末等的人為的な要因によるものである。</u> (中略) (1) 火災予防運動期間による広報 <u>火災予防運動の重点項目に「林野火災等の予防対策の推進」を掲げ、全市的な広報活動を展開し、林野火災の防止に努める。</u> (2)～(3) (略) (4) チラシ、パンフレット等による啓発普及 チラシ、パンフレット等を作成、配布するとともに、市及び各区の広報紙や町内会等の協力を得て、住民に対して注意を喚起する。 <u>また、SNS等の各種媒体を活用した火の取り扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、防火意識の高揚を図る。</u> (5)～(7) (略) <u>(8) 林野火災に関する注意報等の発令</u>	関係局の追加 記述の適正化 防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合

旧頁	旧	新	備考
	3~4 (略)	<p style="text-align: center;"><u>林野火災の予防上注意を要するとき又は危険と認めるときは、林野火災に関する注意報又は警報を発令し、住民に対して注意を喚起する。</u></p> <p>3~4 (略)</p>	
第2部 第2章 第8節 大雪・豪雪 対策 P269	2. 応急活動計画 (中略) 〈主な応急活動〉 (1) (略) (2) 組織・動員 ア 情報連絡体制の強化 (後略) イ~ウ (略)	2. 応急活動計画 (中略) 〈主な応急活動〉 (1) (略) (2) 組織・動員 ア 警戒準備体制 (後略) イ~ウ (略)	災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し
第2部 第2章 第8節 大雪・豪雪 対策 P274	2. 緊急体制 (中略) (1) 緊急体制における組織体制 ア (略) イ 仙台市道路雪害緊急対策本部体制 (中略) 職員の配置については、仙台市地域防災計画に基づく建設局、各区・総合支所及び関係局の非常配備体制における「災害対策本部配備体制 (1号から 3 号)」を準用する。	2. 緊急体制 (中略) (1) 緊急体制における組織体制 ア (略) イ 仙台市道路雪害緊急対策本部体制 (中略) 職員の配置については、仙台市地域防災計画に基づく建設局、各区・総合支所及び関係局の非常配備体制における「災害対策本部配備体制 (1号から <u>2</u> 号)」を準用する。	災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し